

○国土交通省告示第497号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成20年4月23日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県尾道市木ノ庄町木梨字坂本地内から同市御調町貝ケ原字千畳敷地内まで及び同県世羅郡世羅町大字川尻字頓迫地内から同町大字川尻字大仙山地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 広島県尾道市木ノ庄町木梨字坂本、字亀ケ尻、字家城東平、字家城及び字峠谷並びに御調町国守字釜ケ迫、字段原、字中山、字狼ケ迫、字下田及び字都平、江田字勝生、字下峠、字竹之平、字カ、良、字深田及び字後久、大町字堂之平、字上総、字大黒、字平崎、字城山、字城根、字二ノ丸、字曾川、字西川及び字米田、釜窪字天地、平字前田、岩根字金神、字青木、字三本松及び字城ケ下、貝ケ原字大草田尻及び字千畳敷地内

広島県世羅郡世羅町大字川尻字頓迫、字木戸山、字鼻戸、字地入堂、字大比良山、字大谷、字宮野沖、字小井手、字大仙山及び字友広地内

2 使用の部分 広島県尾道市木ノ庄町木梨字峠谷、字小屋谷及び字大平、市原字東山及び字西山、畑字東野山並びに御調町国守字西ケ迫及び釜ケ迫、岩根字三本松、字前平及び字大久保、貝ケ原字大草田、字大草田尻及び字千畳敷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県尾道市木ノ庄町木梨字友永奥地内から三次市四拾貫町地内までの延長約49.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件区間に係る高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 6 条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線（以下「尾道松江線」という。）は、尾道市を起点とし、広島県北部の中心都市である三次市を経て山陰地方の政治・経済・文化の中心都市である松江市に至る延長約 137 km の路線であり、我が国の高速自動車交通網の一環として山陽・山陰及び中国地方の山沿いの地域を高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線、高速自動車国道中国縦貫自動車道そして高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線と連結しながら一体的に結び、輸送時間の短縮、沿線地域の産業、生活や文化の発展に寄与するものとして計画された国土開発幹線自動車道である。

尾道松江線が通過する広島県中部地域（以下「当該地域」という。）には、江戸時代に海の交通の要衝として栄え、文化財や歴史的資源も豊富である広島県尾道市、古くは山陽地方と山陰地方を結ぶ宿場町や交通の要衝として栄えた歴史がある広島県世羅郡世羅町及び同県三次市があり、当該地域の経済・文化の発展に大きな役割を果たしているが、上記都市の存する中国地方中部を縦断する山沿いの地域は鉄道輸送能力が低く、人的交流及び物流は専ら自動車輸送に依存しているため、当該地域の発展のためには、県内外の主要都市との交流と連携の基盤である高速交通ネットワークの構築が重要な課題となっている。

一方、本件区間とおおむね並行する一般国道 184 号は、ほとんどの区間が幅員狭小な 2 車線道路であり、都市間を他の道路と平面交差により接続しながら通過する区間が多いこと、中国山地を横断するため線形も悪いことなどから、自然災害や交通事故によって数時間に及ぶ全面通行止めが過去度々発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたす状況にある。

本件事業の完成により、既存の高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と高速自動車国道中国縦貫自動車道が接続されることにより、尾道市と三次市との間に高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上するとともに、当該地域に多く立地する工業団地や歴史的な町並みに代表される広島県備後地域へのアクセス性が向上し、物流の効率化や観光振興が期待されるなど、当該地域の産業・経済・文化の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業計画における環境影響評価については、都市計画手続において平成8年10月に広島県が実施しており、騒音において一部環境基準を上回ると評価されたが、遮音壁を設置することにより、環境基準等を満足すると評価されている。また、本件事業の申請に当たり、起業者は計画交通量の見直し及び上記環境影響評価以降に得られた知見を踏まえ、平成18年2月に環境影響照査を実施したところ、騒音を含め、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、高架物により生じた日照に起因して、通常の生活に不具合が生じた場合は、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年建設省計用発第4号）に基づき適切な措置を講ずることとしている。したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの飛翔が確認されているが、営巣は確認されていないこと、起業者は本件事業の施行にあたって、繁殖期を避けた施工や低騒音型機器、防音シートを採用した工事を実施するなど予測される影響を可能な限り低減するよう努めることとしていることから、同種の生息環境に与える影響は軽微であると認められる。また、平成18年6月に実施した現地調査により、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナゴヤダルマガエルの生息が確認されているが、有識者等を交えた自然環境対策検討委員会において決定した工事期間中における個体の移設、防護柵の設置による工事区域への個体の侵入排除、橋梁下の移動経路の確保などの環境保全措置を講ずることから、同種の生息環境に与える影響は軽微であると認められる。

さらに、本件区間内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が60箇所存在するが、このうち27箇所については発掘調査を完了しており、残り33箇所についても広島県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、広島県尾道市から高速自動車国道中国縦貫自動車道に至る高速交通ネットワークの一区間の整備による自動車交通の高速化及び定時性の確保等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、2車線又は4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業計画は、平成8年11月7日に都市計画決定され、平成18年8月7日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は車線数を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、本件事業は、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線

又は4車線の事業として施行するものであり、2車線区間については、変更決定された区域の範囲内において、上り線側ルート又は下り線側ルートにおいて施行するものである。上下線のルートについては、切土量、トンネル及び橋梁の施工延長、施工性、事業費等、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、広島県中部地域においては、自動車交通の高速化及び定時性の確保等のため、できるだけ早期に高速交通ネットワークを早期に整備する必要があると認められる。

また、尾道市長を会長とする中国横断自動車道尾道松江線建設促進期成同盟会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県尾道市役所、同県世羅郡世羅町役場